

群馬大学医学部附属病院ホームページ管理専門部会内規

平成 19. 6. 12 制 定

改 正 平成 25. 4. 1 平成 26. 4. 1

令和 2. 4. 1

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院広報委員会規程第 8 条の規定に基づき、ホームページの円滑な管理及び運用を行うため、群馬大学医学部附属病院ホームページ管理専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）のホームページの管理・運営に関すること。
- (2) その他病院のホームページに関すること。

(組 織)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 病院長補佐（広報担当）
- (2) 病院連絡会議から選出された教員 2 人
- (3) 中央診療施設等（システム統合センターを除く。）から選出された教員 1 人
- (4) システム統合センターから選出された教員 1 人
- (5) 薬剤部から選出された薬剤師 1 人
- (6) 副看護部長 1 人
- (7) 検査部から選出された臨床検査技師 1 人
- (8) 放射線部から選出された診療放射線技師 1 人
- (9) 総務課長及び医事課長
- (10) その他部会長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 2 号から第 8 号まで及び第 10 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 条 部会に部会長を置き、第 3 条第 1 号の部会員をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 部会は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第 7 条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞く

ことができる。

(報 告)

第8条 部会長は、部会で検討した事項について群馬大学医学部附属病院広報委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(事 務)

第9条 部会の事務は、総務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

1 この内規は、平成19年6月12日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第3条第2号から第6号及び第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。